

令和7年度日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定候補者 (令和7年度博士後期課程入学者)の募集について

1. 制度の概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、返還免除者として返還開始前に奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

博士後期課程採用時返還免除内定制度は、博士後期課程への進学時に返還免除者を「内定」することにより、博士前期課程を修了後、引き続き安心して博士後期課程へ進学し、教育・研究に専念できるようにすることを目的とするものです。

なお、返還免除内定者に採用された場合でも、貸与期間が終了する年度には、「特に優れた業績による返還免除」の申請を行う必要があります。

《日本学生支援機構ホームページ「(博士課程)返還免除内定制度」》

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/naitei.html>

2. 対象者

令和7年度に博士後期課程1年次に入学し、第一種奨学生として採用された者で、貸与期間終了時において十分な成果を挙げる見込みがある者を対象とします。

ただし、次の者は対象外になります。

- (1) 博士課程において第一種奨学生として採用された者で、博士課程在学中に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)※」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」の支援を受けた者は対象外です。(※本学の場合は、「創発的海洋研究・産業人材育成プロジェクト」が該当します。)
- (2) 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第一種奨学金(海外協定派遣対象)の者は推薦の対象となりません。
- (3) 令和7年度貸与終了(予定者)は推薦の対象となりません。
- (4) 内定取り消し事由に該当する

3. 申請手続

下記書類を、論文指導教員及び専攻主任を経て、本人から直接担当係まで提出してください。

4. 募集人数

1名

5. 提出書類

- (1) 「日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定候補者申請書」
(大学所定様式1表・裏)
- (2) 研究業績リスト(大学所定様式) 博士前期課程・博士後期課程
- (3) 令和7年度 博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書
(日本学生支援機構所定様式2)
- (4) 業績として申請した「大学院における特に優れた業績を証明する資料」
(A4サイズでコピーして、2部提出してください。)

※(1)～(3)までの様式は、学内HP(在学生向け情報)からダウンロードしてください。

※1の様式は両面刷りで作成してください。

6. 提出期間

令和8年1月7日（水）～令和8年1月27日（火） 17：00

7. 申請窓口

品川キャンパス 学生サービス課奨学係（03-5463-0434）

越中島キャンパス 越中島地区事務室学生支援係（03-5245-7317）

8. 問合せ先

不明な事項については、学生サービス課奨学係（g-syou@o.kaiyodai.ac.jp）まで、メールにてお問い合わせください。

〈参考〉

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定候補者の推薦に関する要項

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する業績評価方法について